**別紙②**

**アイヌ文化関連観光プロモーション事業（情報発信事業）業務委託**

**要求水準書**

**１　運営体制・実績**

**（１）業務実施体制と配置予定者の能力**

　　　　本事業を円滑に実施するための適切な実施体制、業務責任者、業務担当者等を確保していること。なお、業務責任者及び業務担当者は、アイヌ文化を十分に理解しており、国内・海外からの観光客の増加に向けた訴求力が高いＰＲを実施するための十分な実績または能力を有する者が望ましい。

**（２）提案者のアイヌ文化関連観光プロモーション事業の取扱実績**

阿寒湖のアイヌ文化を中心にした阿寒湖温泉の魅力を集約しＷＥＢ・動画等を通じ国内外に発信するプロモーションを行うことで、阿寒湖のアイヌ文化の認知度及び関心度を高めるとともに、阿寒湖温泉への誘客増につなげるという事業目的を達成するために必要な実績と能力を提案者自体が有していること。

**２　委託業務内容**

**（１）企画概要**

①　本事業の目的並びに「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」、「釧路市アイヌ施策推進地域計画」及び「第二期釧路市観光振興ビジョン」の趣旨を反映した実施方針とすること。

②　新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）及び「業種ごとの感染拡大防止ガイドライン」を踏まえたうえで、適切な事業構成及び実施スケジュールを立て実施すること。

③　阿寒湖アイヌシアター「イコロ」（以下、「イコロ」という。）における演目を含めた阿寒湖のアイヌ文化の魅力を集約したものとし、ウポポイの動向を踏まえたものとすること。

④　事業の実施にあたっては、阿寒アイヌ工芸協同組合をはじめ、阿寒ＤＭＯ、阿寒湖温泉旅館組合及び商店街等で構成する推進体制（以下「阿寒アイヌ工芸協同組合をはじめとする推進体制」という。）をもうけて連携し取り組むこと。

⑤ アイヌ文様の使用方法等については、一般社団法人阿寒アイヌコンサルン（以

下、「コンサルン」という。）の確認を取ること。アイヌ文様はコンサルンが

制作または提供するものを使用すること。これらの経費を計上すること。

⑥　アイヌの方々への謝金を計上する場合は、「釧路市アイヌ施策推進事業における謝金等の取扱要領」に従うこと。  
※「釧路市アイヌ施策推進事業における謝金等の取扱要領」については、事務局まで問合せること。

⑦　提案事業者の事務費や旅費等の計上にあたっては、必要最低限とすること。

⑧　以下（２）～（８）の業務を一体的に実施することで、効果的な事業展開とすること。

**（２）ＷＥＢ等の各種メディアを使った情報発信**

* + 1. ＷＥＢ等の各種メディアを使った情報発信を実施すること。
    2. 発信する内容や時期については阿寒アイヌ工芸協同組合をはじめとする推進体制の意向を反映すること。
    3. 令和４年夏・秋の集客に向けて、まず、令和４年７月末を目途に、道内を中心とした国内の個人及び日本に居住する外国人をターゲットとした夏・秋コンテンツの発信を行うこと。
    4. 天災・伝染病等提案者の責めに帰することができない事由により、当該情報発信を取りやめなければならないときは、時期を変更する等の代替策を検討すること。

1. **インフルエンサーを活用した情報発信**
   1. 一つのＳＮＳアカウントのフォロワー数が３，０００人以上の、国内在住のインフルエンサーを招聘して阿寒湖のアイヌ文化を中心とした阿寒湖温泉の魅力を発信すること。
2. 原則として招聘する人数はのべ９名以上（３名×３シーズン）とする。なお、同一人による３シーズン来訪が望ましい。
3. 被招聘者は①伝統や文化に興味のある５０歳代以上、②自然やアクティビティに興味のある２０歳代～３０歳代、③アイヌ文化に興味のある日本に居住する外国人とし、それぞれの層に訴求することが出来る実績を有した者を選定すること。なお、被招聘者については自らホームページやブログ等の発信手段を持つライター、フォトグラファー、デザイナー等（フリーランスを含む）もしくはこれらと同等の発信力を有する者が望ましい。
4. 原則としてグリーンシーズン（７月上旬～８月中旬）・紅葉シーズン（１０月中旬～下旬）・ホワイトシーズン（１月下旬～２月中旬）の３シーズンにそれぞれ連続して４泊以上阿寒湖温泉に滞在すること。なお、滞在にあたっては新型コロナウイルス感染拡大防止を徹底すること。
5. 滞在中に阿寒湖温泉の様々なコンテンツを体験すること。なお、それぞれのインフルエンサーが体験するコンテンツの選定は提案者が検討し提案すること。これに係る経費を計上することとする。
6. ３回の滞在でそれぞれ異なる宿泊施設に宿泊することとし、また、外食も楽しむことが出来るような工夫をすること。
7. 滞在中は１日２回以上ＳＮＳ等の投稿を行うこと。
8. 滞在中に阿寒アイヌ工芸協同組合をはじめとする推進体制のメンバーを主とする地元関係者と阿寒湖の魅力や効果的な情報発信についての意見交換を行うこと。
   1. 計上する費用は、インフルエンサーの自宅から阿寒湖温泉までの往復交通費、

宿泊費、移動費、コンテンツ体験費、謝金とする。

* 1. インフルエンサーが滞在後も阿寒湖温泉のファンとして引き続き阿寒湖温泉の魅力を発信し続けるような工夫をすること。
  2. 上記①（キ）の意見を取りまとめた報告書を作成し提出すること。
  3. 地元のインフルエンサー候補となる人物を、阿寒アイヌ工芸協同組合をはじめとする推進体制の意向を反映しつつ最低一人以上を選定し、その人物が将来的にインフルエンサーとしてアイヌ文化の魅力発信を効果的に行うことができるような事業の提案を行うこと。なお、上記①で招聘するインフルエンサーと連動した事業提案とすること。

1. **阿寒湖アイヌコタン公式ＳＮＳアカウントの運用と人材育成**
   1. 阿寒アイヌ工芸協同組合の関係者が、自身で動画や写真を撮影して文章を作成しより効果的な情報発信を行えるよう、伴走による写真選択や文章校正等を行い、ノウハウの蓄積を行うこと。
   2. 上記（４）①を行うにあたり、あらかじめフォロワーの目標数を設定して進めること。なお、目標設定は１０月、１２月、３月それぞれの到達点を設定すること。
   3. 上記（４）①を行うにあたり、原則として１週間に１度以上の新規投稿ができるような工夫を行うこと。
   4. 公式ＳＮＳアカウントを開設する際に作成したそれぞれの運用指針を、阿寒アイヌ工芸協同組合の関係者や「イコロ」の演者に対して十分に周知を行い活用させること。なお、必要に応じて運用指針の更新も行うこと。
   5. 発信内容は阿寒湖のアイヌ文化関連イベントや取組み、アイヌ文化における四季、植物、動物、工芸品、ライフスタイル、阿寒湖温泉の“今”を切り取った情報等が主となるようにすること。また、アイヌ交付金事業における、当課所管の別の事業と連携を図り、効果的な情報発信になるよう努めること。
   6. 市が所有する「アイヌ文化関連観光プロモーション事業（四季の動画制作事業）」で作成した四季の動画のダイジェスト版を活用した発信も取り入れるようにすること。
   7. 阿寒アイヌ工芸協同組合の関係者に対して、アイヌ文化の魅力を効果的に伝えるＳＮＳの投稿ノウハウを伝えるための講習会を複数回実施すること。
2. **阿寒湖のアイヌ文化の魅力を効果的に発信するための宣伝素材等の作成**
3. パンフレット等の宣伝素材の作成
4. 阿寒アイヌ工芸協同組合をはじめとする推進体制の意向を反映しつつ、阿寒湖のアイヌ文化の魅力を効果的に発信できるような宣伝素材の作成を行うこと。なお、内容については、令和３年度事業までに作成した宣伝素材の内容と重複しないようにすること。
5. 阿寒アイヌ工芸協同組合の担当者が内容変更などの作業が行いやすいよう、Microsoft PowerPoint等で納品すること。
6. 言語は日本語、英語、中国語（繁体字・簡体字）、韓国語とすること。
7. 作成した宣伝素材については、適切なサイズや部数にて納品すること。
8. 阿寒湖アイヌコタンのホームページの改修
9. （５）①で作成した宣伝素材を阿寒湖アイヌコタンのホームページ（https://www.akanainu.jp/）にＰＤＦデータにて掲載すること。
10. （５）①で作成した宣伝素材の内容を基として、当該ホームページのテキス

トの変更や写真の入替等を行うこと。

1. 公開に際しては当該ホームページの管理を担う㈱新生と調整すること。
2. 令和５年度に実施予定である当該ホームページの大規模改修に向けて、方向性や具体的な改修内容など、阿寒アイヌ工芸協同組合をはじめとする推進体制のメンバーを主とした地元関係者とともに行うこと。
3. 教育旅行誘致のためのプロモーション
   * + 1. 道央圏を中心とする道内の旅行会社等及び教育委員会や小中学校の個別訪問に必要となる３泊分の旅費を２名分計上すること。
       2. 必要に応じて、令和３年度事業にて作成した、商談時に使用する既存のプレゼンテーション資料の内容を更新すること。更新する場合には、令和４年８月末までに納品すること。
       3. 実際に体験している写真を撮影し、阿寒湖アイヌコタンホームページ内の「体験プラン(団体向け体験プラン)」：<https://www.akanainu.jp/plan>の写真の入替や追加、テキストの変更を必要に応じて行うこと。
       4. 公開に際しては当該ホームページの管理を担う㈱新生と調整すること。
4. **旅行会社への個別訪問等による情報発信**

（注）本項目については、積算のための仕様として記載しており、提案を求めるものではない。よって、企画提案の審査対象外とする。

* + 1. 訪問する旅行会社等の選定については、阿寒アイヌ工芸協同組合をはじめとする推進体制が行う。
    2. 一社）ひがし北海道自然美への道ＤＭＯが令和４年９月もしくは１０月に開催を予定する札幌での素材説明会に参加すること。
    3. 東京・名古屋・大阪・広島・福岡等の旅行会社等の個別訪問に必要となる７泊分の旅費を２名分計上すること。
    4. 旅行会社への訪問等に係る旅費、謝金、出演料等の執行管理をすること。
    5. 天災・伝染病等提案者の責めに帰することができない事由により、当該情報発信を取りやめなければならないときは、上記２（２）へ振り替える等の代替策を検討すること。

1. **阿寒湖のアイヌ文化プロモーションのプロモーション計画の更新**

（注）本項目については、積算のための仕様として記載しており、提案を求める　　ものではない。よって、企画提案の審査対象外とする。

* 1. プロモーション計画の更新にあたっては、令和３年度に策定した現プロモーション計画を原則踏襲すること。ただし、新たな提案を妨げるものではない。
  2. 令和４年度の取組状況を踏まえるほか、旅行者のニーズやＳＮＳ、雑誌媒体のトレンドを的確に捉えたうえで、情報発信の手法等を見直し、令和５年度のプロモーション計画を、令和４年９月末を目途に提出すること。
  3. 上記②で提出したプロモーション計画を見直す必要が生じた際は、契約の履行期間内に修正したものを提出すること。
  4. 上記（２）については個人客（日本に居住する外国人を含む）・２０～３０代、（６）については団体客・５０代以上、を主要なターゲットと想定し、どうアプローチすべきか、その方向性、ＷＥＢ、雑誌、広告等を活用した具体的な手法を提案すること。
  5. プロモーションの成果を年度毎に定量的な指数を用いて設定すること。

1. **プロモーション事業推進体制の事務局機能**

（注）本項目については、積算のための仕様として記載しており、提案を求めるもの

ではない。よって、企画提案の審査対象外とする。

①　阿寒アイヌ工芸協同組合をはじめとする推進体制のメンバーが参加する会議

を開催すること。

② 会議の司会進行、資料作成・配布、議事録作成を行うこと。

③　提案時においては会議を４回程度開催することとして積算すること。なお、会議の実施回数は推進体制と協議の上定めることとする。

**３　契約上限額**

　　契約上限額は１９，９９８，０００円（消費税及び地方消費税の額を含む）とする。

**【参考】契約上限額内訳**

（１）ＷＥＢ等の各種メディアを使った情報発信

８，４９２，０００円（消費税及び地方消費税の額を含む）

（２）インフルエンサーを活用した情報発信

２，９７０，０００円（消費税及び地方消費税の額を含む）

（３）阿寒湖アイヌコタン公式ＳＮＳアカウントの開設と運用

４，４００，０００円（消費税及び地方消費税の額を含む）

（４）阿寒湖のアイヌ文化の魅力を効果的に発信するための宣伝素材等の作成

２，１８９，０００円（消費税及び地方消費税の額を含む）

（５）旅行会社への個別訪問等による情報発信

１，０３４，０００円（消費税及び地方消費税の額を含む）

（６）阿寒湖のアイヌ文化プロモーションのプロモーション計画の更新

３６３，０００円（消費税及び地方消費税の額を含む）

（７）プロモーション事業推進体制の事務局機能

５５０，０００円（消費税及び地方消費税の額を含む）